

船員保険特別会計のあり方について
(一財政制度等審議会等からの指摘事項一)

財政制度等審議会において特別会計の見直しが検討されており、「特別会計の見直しについて（平成15年11月26日）」において、船員保険特別会計（船員保険を運営する特別会計）について次のような指摘がなされている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においても同様に特別会計について見直しが求められている。

「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－（抜粋）」

1. 特別会計見直しの基本的考え方

(略)

(4) 特別会計の見直しの基本的考え方

以上のように、特別会計についてはこれまでも見直しが行われてきたが、社会経済情勢が変化する中で、上述のような批判がなされている状況にあることを踏まえれば、

- i) 国全体としての財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から、特別会計についても事務事業等の見直しを不断に進める、
- ii) 歳出面での合理化・効率化を前提として、歳入面における見直しも行い、歳入・歳出を通じた構造の見直しを進める、
- iii) 財政全体としての総覧性を確保し、国民的視点に立ってガバナンスを強化するとの観点を踏まえ、特別会計に関する分かり易い開示を進め、説明責任（アカウンタビリティ）の強化を図る、

ことが必要である。

また、このような見直しを行う過程で、特別会計として区分経理する必要性についても不断に点検を行うべきである。

5. 特別会計としての区分経理を行う必要性の点検

(略)

(2) 既存の特別会計の取扱い

また、既存の特別会計についても、その必要性について常に検討を加えていくことが基本である。その事業内容について、社会経済情勢の推移等を踏まえ、不断に見直しを進めていく過程において、

① 特別会計で行う事業事務について、本来の目的を概ね達成している、あるいは、国として事業を行う必要性が乏しくなっているなど、事務事業を廃止すべきもの、

② 特別会計で行う事務事業について、独立行政法人化すべき、あるいは、事業の民営化・民間委託を行うべきなど他の事業形態の方が効率的であるもの、又は、一般会計からの繰入れ比率が高く、特に区分経理の必要性が乏しいものなど、運営主体を見直すべきもの、

のいずれかに該当するものについては、そもそも特別会計として区分経理を行うこと自体を見直す必要がある。

【具体的方策】

- 船員保険特別会計については、被保険者数（8年度：99千人→14年度：70千人）等の推移を踏まえ、今後、独立した保険事業としての必要性を検討すべきである。

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

(1) 予算制度改革の本格化

(特別会計改革)

- ・ 関係府省は、各特別会計について、それぞれの性格に応じ、必要性について厳しく検証しつつ徹底した見直しを行い、年内に改革案を策定する。改革案には、成果目標及び中期的な抑制の目標を設定するとともに、今後の取組工程を明示する。とりわけ、「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－」（平成 15 年 11 月 26 日財政制度等審議会）で提起されている保険事業についてはその存廃も含めて検討する。改革案及びそれに基づく各年度における取組を経済財政諮問会議に報告する。
- ・ また、特別会計を含めた公会計の整備に取り組むとともに、その内容や会計間、勘定間の繰入の実態等を分かりやすく国民に説明する。

特別会計改革に向けて

平成16年9月7日

牛尾治朗

奥田 碩

本間正明

吉川 洋

特別会計の改革なくして歳出改革は実現できない。『基本方針 2004』では、各府省が各特別会計について、それぞれの性格に応じ、年内に改革案を策定することが決定された。改革案策定にあたっての考え方を、以下の通り提言したい。

1. 改革案に盛り込むべき基本事項

- ① 特別会計で事業を行う必要性及び事業ごとの成果目標
- ② 歳出総額抑制の中期的目標
- ③ 改革工程（財政制度等審議会で指摘された事項への対応を含む）
- ④ 将来の収入・支出（キャッシュ・フロー）及び貸借対照表に関する試算

2. 各特別会計の実態に応じた改革方針

① 毎年のように損失が計上されている特別会計

例： 国有林野事業特別会計、食糧管理特別会計、
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、等

- 目標を定めて収支改善の見通しを明らかにする
- コスト削減や収益性改善などの具体策、及び具体的手順を明示する

② 借入残高や一般会計からの繰入が多額な特別会計

例： 空港整備特別会計、国営土地改良事業特別会計、
特定国有財産整備特別会計、等

- 借入残高縮減に向け、中期目標を定めて、償還計画を明確化する
- 新規借入は、事業内容、償還確実性を検証し、上記償還計画に沿って厳しく抑制する。一般会計からの繰入も同様の考えで対応する
- 17年度予算については、「17年度予算の全体像」に沿って対応する

③ 福祉施設を有する特別会計

例： 厚生保険特別会計、国民年金特別会計、労働保険特別会計、等

- 特別会計保有の福祉施設は原則廃止し、民間に任せる

④ 財政審で見直しを提起されている保険事業についての特別会計

例： 森林保険特別会計、地震再保険特別会計、船員保険特別会計、等

- 民営化・独立行政法人化、又は他保険との統合を検討する

⑤ 資金の流れやその管理・運用についてわかりやすい説明を要する特別会計

例： 国債整理基金特別会計、外国為替資金特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計、等

- 国民に対するわかりやすい説明責任を果たす（フロー面、ストック面）

3. 今後の進め方

- 上記の考え方に沿って年内に策定された改革案など、関係各省の取組みについて、年明け以降、関係各省から諮問会議に報告を求める。諮問会議でさらなる改革推進のあり方について、議論を深める
- 全ての特別会計について、関係各省は、国民に対する一層わかりやすい説明に努める